大阪市教組 OTU

2018.9.28

号外

発行所　大阪市教職員組合　TEL（6942）3561㈹　FAX（6943）8039　発行人：岡本　共右

市人事委員会：月例給・一時金ともに引き上げを勧告
市労連：勧告の完全実施を求めて闘いを強化する！

大阪市人事委員会は、9月28日、「職員の給与に関する報告及び勧告」を行った。勧告内容は、月例給については、本年4月に遡り453円、率にして0.11%の引き上げ、一時金は、0.05月分を引き上げるとした。また意見として、教育職員の人材確保策としての初任給水準の引上げと今回の案による初任給水準の引上げにより、新規採用者が最大で4年間昇給しなくなる等、若年層の教育職員の執務意欲に与える影響が懸念されるので留意する必要があるとした。

これに対して市労連は、勧告については較差が小さく不満ではあるものの、引き上げという観点からすると当然の結果である。今後、2018賃金確定闘争で組合員の生活を守るべく粘り強く闘う決意を表明した。

市教組は、2018年市人事委員会勧告の月例給及び特別給の引き上げについて、勧告どおりの実施を求め、市労連に結集し取り組みをすすめます。

なお、交渉の詳細は以下のとおり。

（但し、教育に関する部分のみ掲載）

【市人事委員会委員長】

これまで検討してきた結果、とりまとめることができました「職員の給与に関する報告及び勧告」を、本日、市長及び市会に対して行いました。これらの内容については、局長から説明申し上げます。

【行政委員会事務局長】

勧告に当たりましては、職員に本来支給されるべき給与、すなわち給与減額措置がないものとした場合の職員給与と民間給与との較差に基づき行うことが適当であると判断し、本年は公民較差0.11％を解消するために月例給の引上げ改定を行うよう勧告いたしております。月例給は平成28年以来2年ぶりの引上げ改定の勧告となります。

保育士給料表適用者及び幼稚園教育職給料表適用者についてですが、民間では年齢が20歳台の若年層が最も多くを占め、勤続年数では10年未満の者が多数となっているなど、本市と民間とでは組織・人事の構造が大きく異なっているため、直接的に本市給与水準と民間給与水準とを均衡させることには慎重であるべきと考えています。また、保育士給料表及び幼稚園教育職給料表は、民間の保育士又は幼稚園教員の給与水準との直接的な均衡を基にしたものではないため、公民較差額を算出し、それに基づき給与改定を行うことは適当ではないと考えております。そのため、較差額の算出ということはしておりません。なお、幼稚園教育職給料表については、改定すべき状況にはない旨を言及しています。

特別給については、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数を0.05月分引上げて、4.45月分とすること、引上げ分については勤勉手当に配分することを勧告しております。特別給は平成26年以降5年連続の引上げ改定の勧告となります。

改定の実施時期についてですが、月例給については、本年4月時点での公民比較に基づくものであることから、本年4月に遡及して実施する必要があるとしています。特別給について、本年12月期の期末手当及び勤勉手当は、改定条例の公布日から実施することを、平成31年6月期以降の期末手当及び勤勉手当は平成31年4月1日から実施することを勧告しております。

「教育職員の給与制度等」として、今後の教育職員の人事給与制度に関し、「教育職員の人材確保策としての初任給水準の引上げ」などについて言及しております。以上が本年の給与報告・勧告の概要です。

【組　合（市労連）】

ただ今説明された本年の「職員の給与に関する報告及び勧告」の内容について、何点かに絞り市労連の考え方を申し上げる。

改定にあたっては、本来支給されるべき給与、すなわち給与減額措置がないものとした場合の職員給与と民間給与との較差に基づき行うことが適当であるとして、公民較差0.11％を解消するために月例給の引き上げ改定を行うとともに、一時金については、年間支給月数を0.05月分引き上げて、年間支給月数を4.45月分とするとの勧告がされた。大阪市においては、職員・組合員の給与水準が引き下げられており、人事委員会が明らかにした勧告結果は、較差が小さく不満ではあるものの、引き上げという観点からすると、当然の結果として受け止める。

保育士給料表については、本市保育士の若年層の給与が民間を下回っていることから、初任給を含む若年層を中心に引き上げることが適当であると言及されているが、保育士及び幼稚園教員については、2015年に独自の給料表が策定され、給与水準が引き下げられた経過がある。人事委員会として、本市と民間とでは組織・人事の構造が大きく異なっているため、直接的に本市給与水準と民間給与水準とを均衡させることには慎重であるべきとしている。職務の重要性に鑑み、人材確保の観点から

【裏面へ続く】

処遇確保の必要性、保育所及び幼稚園の運営への影響を考慮し、早急な給料表の水準回復を言及されるよう引き続き求めておく。

「教育職員の人材確保策としての初任給水準の引き上げ」について言及されているが、2017年に府費負担教職員の給与負担等の権限が府から市へ移譲され、教育職給料表における給与月額の引き下げや、教職員の勤務条件の後退などによって、教職員のモチベーションは大きく低下している。また、教職員の長時間労働も問題視されていることから、教職員の給与・勤務労働条件について、子どもたちの教育条件や教育環境の維持・向上のための良識ある対応を引き続き求めておく。

いずれにしても、今後、市側に対して賃金・労働条件改善を求め主体的な交渉を行うこととするが、人事委員会としても、私たちの指摘内容を十分踏まえ、懸命に働く職員のモチベーションを低下させることなく、その向上のためにも、改めて使命と職責を果たされるよう求めておく。

【市人事委員会委員長】

ただいま、市労連の皆様の「報告・勧告」の内容に関する考え方について、お聞きしました。

本委員会としましては、これまでと同様に、中立かつ公正な第三者機関として、法に定められた責務を誠実に果たしてまいりたいと考えております。

市教組は、
市人事委員会勧告の
完全実施を求めて、
市労連に結集し
最後まで闘う！

２０１８年　大阪市人事委員会勧告（概要）

【月例給】

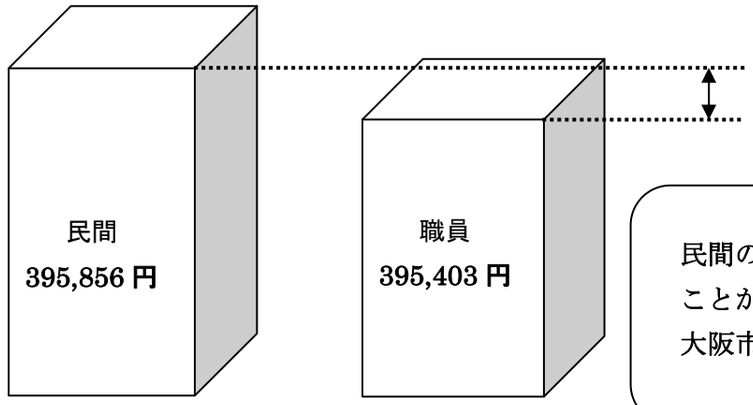

民間の給与が大阪市の職員の給与よりも453円高いことから、今年度（2018 年度）の 4 月に遡って、大阪市の職員の給与を引き上げるという勧告内容。

【特別給】　**※特別給⇒ボーナス**

民間のボーナス（年間）が大阪市の職員のボーナスよりも 0.04 月高いことから、大阪市の職員のボーナスを引き上げるという勧告内容。
ただし、ボーナスの引き上げについて、2 捨 3 入＋0.05 月単位の改定であることから、今年度は 4.40 月分→4.45 月分（0.05 月分）に引き上げるということ。